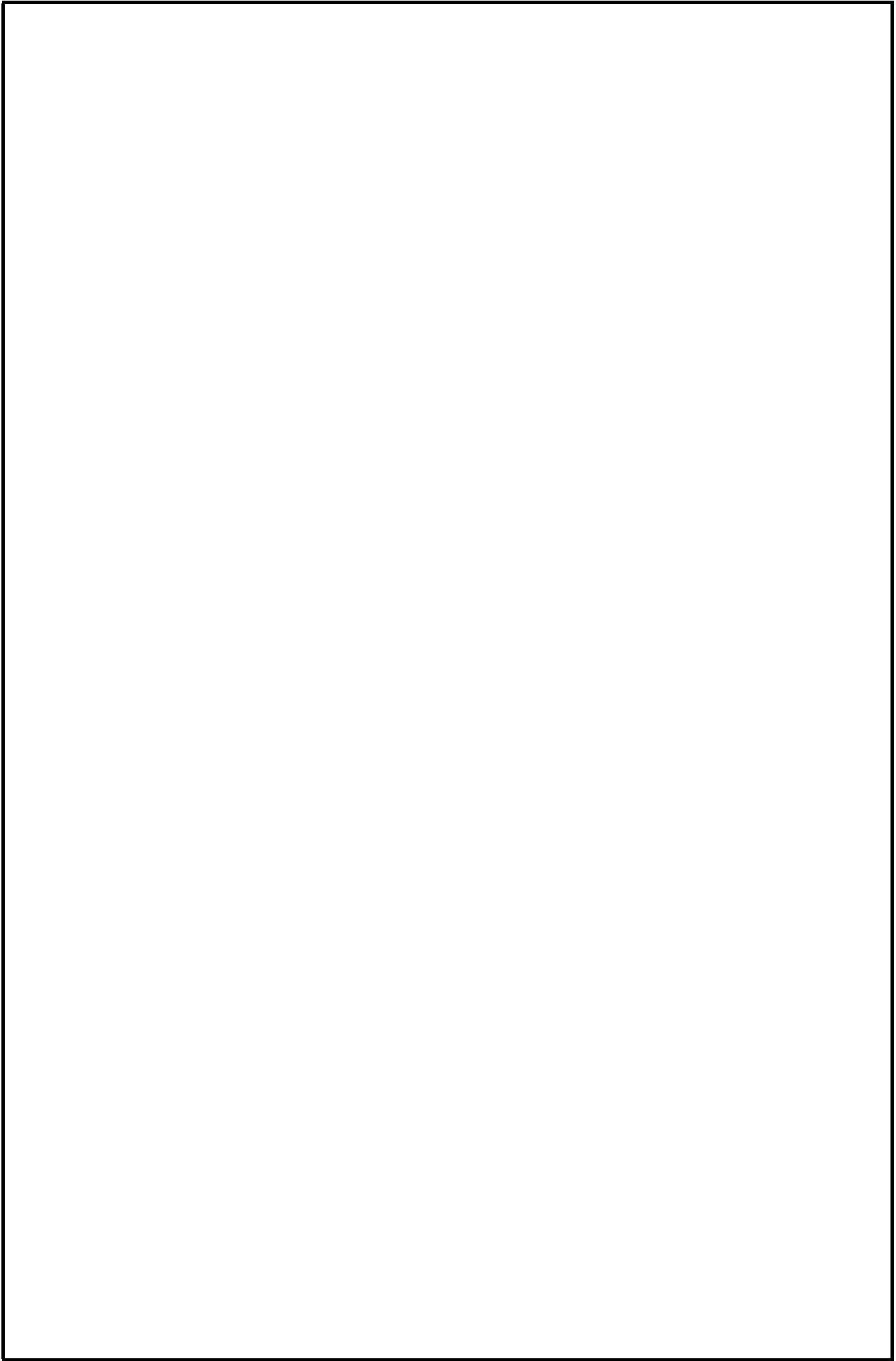


青梅市地域防災計画

(令和 6 年度修正)

第 5 部 大規模災害・事故等対応計画編

青 梅 市 防 災 会 議



目 次

第5部 大規模災害・事故等対応計画編

第1章 南海トラフ地震への防災対策.....	8
第1節 対策の目的.....	8
1 南海トラフ地震事前対策の目的.....	8
2 基本的な考え方.....	8
第2節 南海トラフ地震に関連する情報.....	9
1 情報の種類および発表条件.....	9
第3節 南海トラフ地震への対応.....	11
1 対応の基本.....	11
第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画.....	13
第1節 対策の目的.....	13
1 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画の考え方.....	13
2 東海地震事前対策の目的.....	13
3 基本的な考え方.....	13
第2節 災害予防対策.....	15
1 緊急整備事業.....	15
2 被害の防止事業.....	15
3 広報および教育.....	16
4 事業所に対する指導.....	18
第3節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応.....	21
1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応.....	21
2 東海地震注意情報発表時の対応.....	22
第4節 警戒宣言時の応急活動体制.....	25
1 活動体制.....	25
2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達.....	26
3 消防対策.....	30
4 危険物対策.....	31
5 警備・交通対策.....	32
6 公共輸送対策.....	34
7 学校・病院・福祉施設対策.....	36
8 電話・通信対策.....	40
9 電気・ガス・上下水道対策.....	42
10 生活物資対策.....	44
11 金融対策.....	44
12 避難対策.....	45
13 救援・救護対策.....	46
第5節 市民・事業所等のとるべき措置.....	47
1 市民のとるべき措置.....	47
2 自主防災組織のとるべき措置.....	49
3 事業所のとるべき措置.....	49
第3章 大規模事故等の応急対応計画.....	51

第1節 鉄道事故応急対策.....	51
1 事故予防措置.....	51
2 応急対策計画.....	52
第2節 大規模自動車事故応急対策.....	54
1 事故予防措置.....	54
2 応急対策計画.....	54
第3節 航空機事故応急対策.....	56
1 計画の目的.....	56
2 米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合.....	56
3 組織体制.....	57
4 情報連絡体制.....	58
5 航空事故への対応活動.....	59
6 災害対策本部の体制.....	59
第4章 放射性物質対策応急対応計画.....	60
第1節 目的.....	60
第2節 予防対策.....	60
1 活動体制の整備.....	60
2 市民への情報提供体制の整備.....	60
3 飲料水の供給体制の整備.....	60
第3節 応急・復旧対策.....	61
1 警戒および応急活動体制.....	61
2 情報収集・伝達.....	61
3 放射線量等の測定.....	61
4 放射性物質の除去作業.....	61
5 飲料水、飲食物の摂取制限等.....	61
6 広報活動.....	62
7 住民相談窓口の設置.....	62
8 風評被害等の影響の軽減.....	62
9 心身の健康相談体制の整備.....	62
第5章 火山噴火灰応急対応計画.....	63
第1節 目的.....	63
第2節 予防対策.....	63
1 活動体制の整備.....	63
2 市民の防災力の向上.....	63
第3節 応急・復旧対策.....	64
1 警戒および応急活動体制.....	64
2 情報収集・伝達.....	64
3 火山災害対策活動の実施.....	65
第6章 他地域災害発生時の支援活動計画.....	67
第1節 目的.....	67
第2節 支援活動体制の整備.....	67
1 支援対策会議（仮称）の設置.....	67
2 支援対策会議（仮称）の協議事項.....	67
第3節 各部における災害応援活動の実施.....	67

1	災害情報の収集.....	68
2	災害応援活動の準備.....	68
3	職員の派遣.....	68
4	支援物資の確保・搬送.....	68
5	行政事務の支援.....	68
6	派遣従事者のメンタルケア等.....	69
7	災害応援活動の広報.....	69
8	災害廃棄物の受入れ等.....	69
9	被災者の生活支援.....	69

第5部 大規模災害・事故等対応計画編

第1章 南海トラフ地震への防災対策

第1節 対策の目的

1 南海トラフ地震事前対策の目的

南海トラフ地震事前対策は、南海トラフ地震に関する予知情報が発令された場合に、東京都、青梅市、その他市区町村および各防災機関が一体となって、南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震による被害を軽減することを目的とする。

2 基本的な考え方

2-1 防災措置の考え方

南海トラフ地震発生の際、青梅市においては、最大震度5強と予想されていることから、南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合においても、市の都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、

- ① 南海トラフ地震に関連する情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- ② 南海トラフ地震による被害を最小限に止めるための防災措置

をとることにより、市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

2-2 防災対策の実施

南海トラフ地震により想定される最大震度は、5強であり立川断層帯地震と比べると影響は小さいものとなっている。また、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。

このことから、南海トラフ地震に関する防災対策は、「第2部 震災編」に準拠して対応することを基本方針とする。

また、気象庁の発表する「南海トラフ地震に関連する情報」にもとづき、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に準拠した対応をとるものとする。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報

1 情報の種類および発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源またはその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類および発表条件は、次のとおりである。

情 報 名	発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

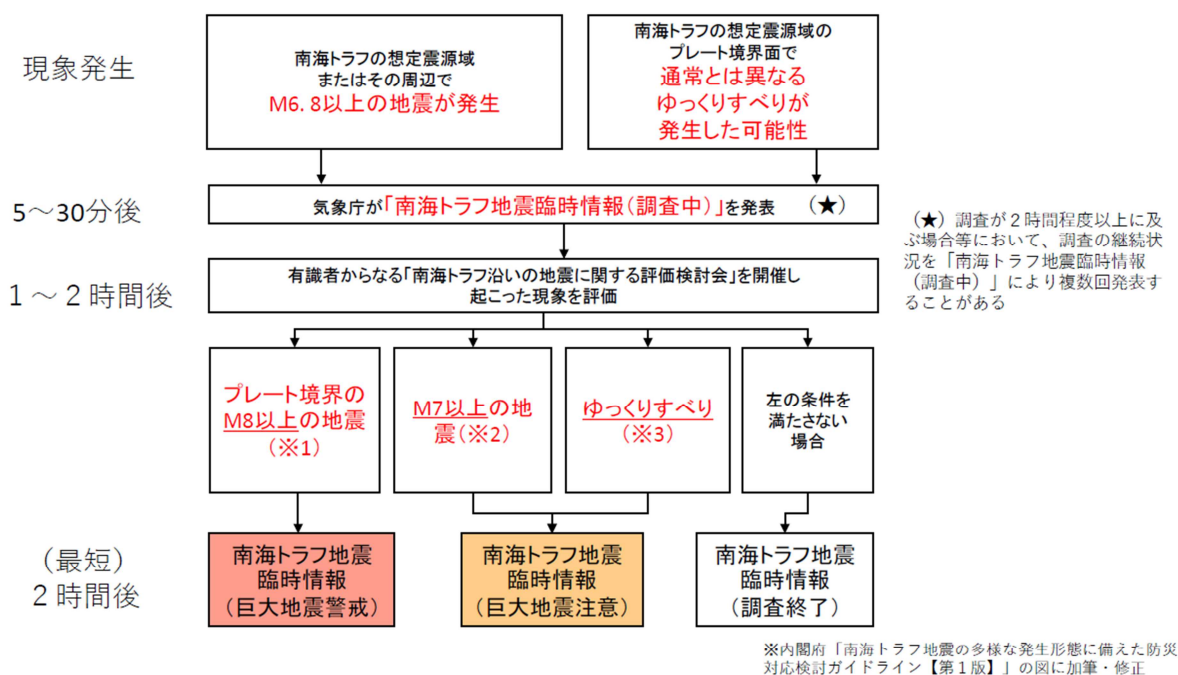
1-1 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等

気象庁は、次のとおり情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 - 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 1 か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 - その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で 2 時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	- 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） - 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○ 「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

1-2 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりである。



- 1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- 2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- 3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる。短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

1-3 情報伝達

(1) 情報伝達体制の整備

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」を迅速に把握し、機能的に市民、関係機関へ情報伝達ができる体制を構築する。また、災害対策本部にて被害情報等の共有化や市の対策立案、広報体制の確立および必要な連絡調整を行う。

(2) 市民への情報提供等

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合は、次のような多様な手段を講じて市民に伝達する。

- 市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- 情報伝達手段については、「第2部 震災編 第6章 災害情報収集伝達体制の整備」に定める手段を活用し、繰り返しての広報に努める。

第3節 南海トラフ地震への対応

1 対応の基本

最初の地震により、市が被災した場合は、「第2部 震災編」にもとづき災害応急対策を実施する。被災に至らなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して次の防災対策を実施する。

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	プレート境界のM8以上の地震（半割れケース）	M7以上の地震（一部割れケース）	ゆっくりすべり
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		今後の情報に注意
（最短） 2 時間程度 ～1 週間	巨大地震警戒対応 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・要配慮者の避難 ・それ以外は自主的に避難	巨大地震注意対応 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・自主的に避難	巨大地震注意対応 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間後 ～ 2 週間	巨大地震注意対応 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・自主的に避難	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。

1-1 巨大地震警戒対応

市は、土砂災害警戒区域を対象として、高齢者等避難を発令し、指定避難所を開設して避難者を受け入れる。

指定避難所での生活が困難な災害時要配慮者については、福祉避難所を開設して受け入れをするとともに、協定等にもとづき社会福祉施設等へ緊急入所を行う。

また、それ以外の市民に対しては、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

1-2 巨大地震注意対応

市は、土砂災害警戒区域を対象として、自主的な避難を呼び掛け、自主避難所を開設する。また、それ以外の市民に対し、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第1節 対策の目的

1 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画の考え方

気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を踏まえ、気象庁は令和元年5月31日から「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。

このため、本章においては、気象庁が発表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えたうえで、本章の規定を基本として対応する。

2 東海地震事前対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、東京都、青梅市、その他市区町村および各防災機関が一体となって、地震被害の発生の防止または被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という）第6条にもとづき、東京都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策およびその他の予防対策についても、この対策にもとづいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施するものとされている。

このため、市防災会議は、東海地震の発生および警戒宣言が発せられた場合に備えた応急措置を実施することとし、市地域防災計画の一部として、「東海地震の警戒宣言に伴う対策措置計画」を策定する。

3 基本的な考え方

3-1 防災措置の考え方

東海地震発生の際、青梅市においては、震度5弱（中小河川沿い5強）程度と予想されていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、

- ① 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- ② 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置

をとることにより、市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

3-2 警戒宣言発令前の考え方

東海地震事前対策は、原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時や、これにもとづき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策についても盛り込む。

3-3 自助・共助の考え方の周知

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）にもとづき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中により浸透するための支援策等を推進する。

3-4 応急対策およびその他の予防対策の実施

この対策に記載のない東海地震の事前対策については、本計画中の「第2部 震災編」にもとづき実施する。

3-5 策定の留意点

(1) 対応措置の区分について

警戒宣言が発せられた日および翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

(2) 人命の安全確保

警戒宣言が発せられた時点には、地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度について配慮する。

(3) 震度に応じた対策

東海地震が発生した場合、市域のほとんどが中小河川沿いに位置し、震度5強の地域として想定されていることから、震度に応じた対策をとることとする。

(4) 事前調整

市は、各防災機関およびに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第2節 災害予防対策

1 緊急整備事業

市は、東海地震に伴う災害から市民の生命および財産を守るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、これらの防災関係施設の整備については、「第2部 震災編 第9章第1節 予防対策」にもとづいて実施していくものとする。

1-1 通信施設の整備

警戒宣言発令時および地震発生時には、電話の輻輳、途絶が予想される。

このため、防災関係機関からの情報収集および住民に対する災害情報の伝達を円滑にするために必要な防災無線システムの充実を図る。

1-2 備蓄倉庫の整備

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄施設の整備を図る。

1-3 道路交通対策用資器材の整備

青梅警察署は、警戒宣言が発せられた場合の道路交通の混乱を防止するため、交通規制用標識、車両停止用各種資器材を整備する。

2 被害の防止事業

2-1 ブロック塀等の倒壊による被害の防止

震度5弱、一部5強の地震であっても、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生することが予想されることから、ブロック塀等の管理者は、倒壊に対する安全確保について、建築関係業者等への周知徹底を図る。

2-2 窓ガラス等の落下物の防止

地震時には、中高層建物等の窓ガラスや外装材等の落下による被害が予想される。

このため、市は窓ガラス・外装材等の安全確保について、市内の建築関係団体に対し、構造・施工および維持管理等の面から協力要請を行う。

なお、避難場所周辺道路沿いの3階以上の建築物の実態調査を行い、落下危険の可能性のあるものに対して再点検や改善の指導を行う。

(1) 屋外広告物の規制

広告塔、看板等の屋外工作物については、地震の際に脱落し、周辺に被害を与えることが予想されることから、老朽化の進行により、落下危険の可能性のあるものについて、再点検や改善の指導を行う。

(2) 公共輸送施設対策

線路および施設の事前点検を行い、要注意箇所に対する措置と整備を行う。

(3) 公共施設対策

市立総合医療センターについて、施設および設備の点検を実施し、必要に応じた整備を行う。

3 広報および教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

市民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように、平常時から広報および教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発および指導する。

3-1 広報活動

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、青梅市の予想震度、警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れ

広報活動は、東海地震の注意情報発表から注意情報の解除までの、以下に示す段階に応じて実施する。

- ① 平常時
- ② 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
- ③ 警戒宣言が発せられたときから発災まで
- ④ 注意情報が解除された時

とする。

市においては、市民に対し地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止等の安全対策とともに、冷静な行動を促すための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

- ① 東海地震についての教育、啓発および指導
- ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- ④ 青梅市の予想震度、被害程度
- ⑤ 地震発生時の注意事項、特に出火防止および余震に関する注意事項の広報
- ⑥ 市民の不安解消のため、警戒宣言時に防災機関が行う措置
- ⑦ 気象庁が東海地震注意情報の解除にかかる情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれが無くなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおりである。

- ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - a 電車の運行計画および混乱発生時の規制内容
 - b 警戒宣言時の時差退社の協力および優先乗車の方法
 - c その他防災上必要な事項
- イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時の交通規制の内容
 - b 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - c その他防災上必要な事項
- ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - b 回線の輻輳と規制の内容
 - c 災害用伝言ダイヤル「171」の広報
- エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - a 生活関連物資取扱店の営業
 - b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- オ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
 - a 金融機関の営業状況および急いで引き出しをする必要のないこと
- カ その他の広報
 - a 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

広報活動は以下の手段を利用して実施する。

- ・ 防災行政無線
- ・ 広報車、パンフレット等による地域的、現場的広報
- ・ テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報

(4) 広報の方法

項 目	内 容
① 印刷物による広報	「広報おうめ」を始め、各防災機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る
② イベントや講演会等による広報	防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。
③ インターネット等による広報	メール配信、ホームページ等により速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

3-2 教育指導**(1) 児童・生徒等に対する教育指導活動**

教育委員会および学校等においては、次の事項について関係職員および児童生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

① 教育指導事項

- ア 東海地震に関する基本的事項
- イ 教職員の分担
- ウ 警戒宣言時の臨時休校措置
- エ 児童・生徒の下校時等の安全措置
- オ 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- カ その他の防災措置

② 教育指導方法

- ア 児童、生徒に対しては、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、防災教育を行う。
- イ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
- ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

(2) 自動車運転者に対する教育

東京都公安委員会は、警戒宣言が発せられたときに、運転者が適正な行動をとれるように、事前に次の事項について、教育指導を行う。

① 教育指導事項

- ア 東海地震に関する基本的事項
- イ 道路交通交通規制の概況
- ウ 自動車運転者のとるべき措置
- エ その他の防災措置等

② 教育指導の方法

- ア 運転免許更新時の講習
- イ 安全運転管理者講習
- ウ 自動車教習所における教育、指導

4 事業所に対する指導

4-1 事業所に対する指導

強化地域以外の事業所等であっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程および事業所防災計画等において、定めるよう指導する。

4-2 事業所防災計画等の作成

事業所防災計画等において、可能な限り次の項目について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ① テレビ、ラジオ等による情報の把握
- ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ③ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- ④ 不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ⑤ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ① 劇場、大規模商業施設、駅舎等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止または自粛
- ② 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ③ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止および初期消火

- ① 火気使用設備器具の使用制限
- ② 危険物、薬品等の安全措置
- ③ 消防用設備等の点検
- ④ 初期消火態勢の確保

(5) 危険防止

商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

4-3 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、情報伝達体制の確立に重点を置いた総合防災訓練および各防災機関の訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおりである。

機 関	内 容
青梅市	市は、警戒宣言時において、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を実施する責務がある。 このため、警戒宣言時における防災活動を円滑に実施するため、特に住民への情報伝達に重点を置いた訓練を実施する上で必要な組織および実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実戦的能力のかん養に努めるものとする。 1 参加機関 (1) 市 (2) 地域住民および事業者 (3) 都および防災機関 2 主な訓練項目 (1) 予知対応型訓練 (2) 発災対応型訓練および現地訓練 (3) 災害対策本部訓練 ・非常招集訓練 ・本部開設運営訓練 ・情報伝達訓練 ・現地訓練
東京電力パワーグリッド(株) 立川支社 青梅事務所	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し非常災害時に防災業務計画が有効に機能することを確認する。(非常時における迅速・的確な情報連絡体制の充実等を目的とした情報連絡訓練や東海地震・首都直下地震等を始めとする大規模災害時の実践的な復旧方法を身につけておくための訓練)
青梅ガス(株)	地震防災にかかる措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年1回以上実施する。 なお、実施する主な訓練内容については、次のとおりとする。 1 非常災害時における特別出動配備体制の招集 2 災害対策本部の設置 3 災害情報連絡体制の確認 4 通信手段、情報収集・集約方法の確認 5 主要なガス設備の巡視・点検 6 復旧基本計画の策定、復旧体制の編成・復旧措置 7 資機材等の点検、使用方法の確認 8 関係機関・関係企業との連携 9 需要家に対する要請
NTT東日本	警戒宣言時等における措置について、防災訓練を年1回以上実施する。 なお、実施する主な訓練内容については、次のとおりとする。 1 準備警戒業務 (1) 警戒宣言業務 (2) 地震災害警戒本部等の設置 (3) 予備電源機器の始動運転 (4) 工事中の施設に対する安全措置 (5) 重要資料類の確認と防災措置 (6) 応急復旧体制確立のための措置 2 重要通信確保等の業務 (1) 通信疎通状況の監視と把握 (2) 輻輳発生時の措置 (3) 非常緊急電報および非常緊急通話の確保 (4) グレーおよび緑色公衆電話からの通信確保 (5) 広報活動 (6) 電気通信設備の運転および保守

機 関	内 容
青梅消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次とおり訓練を行う。 - 参加機関等 - 消防団 - 住民および事業所 - 防災関係機関 - 災害時支援ボランティア - 訓練項目 - 消防機関の訓練 - 防災関係機関と連携した訓練 - 住民および事業所が参加する訓練 - 前（3）までの総合訓練 - 訓練の種別 - 非常招集命令伝達訓練 - 参集訓練 - 初動措置訓練 - 情報収集訓練 - 通信運用訓練 - 震災署隊本部等運営訓練 - 部隊編成および部隊運用訓練 - 消防団との連携訓練 - 市民、災害時支援ボランティア等による発災型対応訓練 - 協定締結時の民間団体との連携訓練 - 各種計画、協定等の検証 - 実施回数および場所 毎年1回以上実施するものとし、実施場所はその都度決定する。
青梅警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、地域住民および事業所等と協力して合同訓練を行う。 - 参加機関 - 都 - 市 - 地域住民および事業所等 - 訓練項目 - 部隊の招集・編成訓練 - 交通対策訓練 - 情報収集伝達訓練 - 通信訓練 - 部隊配備運用訓練 - 装備資器材操作訓練 - 実施回数および場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。
その他の 防災機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関および住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、防災訓練を年1回以上実施する。

第3節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）および東海地震注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本節においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないときでも、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

1-1 情報名、情報内容および都・青梅市・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて、連絡要員の確保等必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

1-2 情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。また、市、都各局および防災関係機関等に一斉連絡を行う。

なお、市および防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

1-3 体制

市の体制は、第2号警戒体制をとる。

2 東海地震注意情報発表時の対応

2-1 情報名、情報内容および都・青梅市・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、都・市および各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して、迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。

また、注意情報は本情報の解除を伝えるときにも発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集および情報の収集・連絡ができる態勢

2-2 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は、「情報連絡体制」をとり、気象庁、総務省消防庁および関係機関から情報収集を行う。

また、市、都各局および各防災関係機関に一斉連絡を行う。

なお、市における情報連絡伝達系統については、「第2部 第6章 災害情報収集伝達体制の整備」により実施する。

2-3 危機管理対策会議の開催

注意情報が発表された場合、政府は、官邸対策室を設置するなど、準備行動の実施体制をとることとされているが、都は、危機管理対策会議を開催し、都各局および各防災機関と連携をとり、情報収集を行う。

2-4 伝達体制

都総務局から注意情報の連絡を受けた場合は、ただちに各部課および各出先事業所に伝達するとともに、市教育委員会を通じて、各市立学校長に伝達する。また、市内の社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。

機 関	内 容
青梅市	1 勤務時間内 (1) 市民安全部長（不在の場合は市民安全部防災課長）は、都総務局より注意情報の連絡を受けたときは、ただちにその旨を市長、副市長および各部長へ内線電話により伝達する。 (2) 各部長は、部内各課長および出先機関等の長へ伝達する。 (3) 各課長（出先機関等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し、周知する。 (4) 一般市民への伝達については、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止の上で特に必要と認めた場合は、報道開始後に冷静な行動を促す広報を行う。 2 勤務時間外 勤務時間外における伝達体制は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。 この場合、宿直室、市民安全部防災課長、市民安全部長の順に伝達し、市民安全部長は市長、副市長および各部長へ伝達する。 また、各部においては、部内伝達方法をあらかじめ定めておく。
青梅警察署	青梅警察署は、警視庁から注意情報の連絡通報を受けた場合、ただちにその旨を全署員へ伝達する。
青梅消防署	青梅消防署は、東京消防庁から注意情報の連絡を受けた場合は、ただちにその旨を消防電話、消防無線およびその他の手段により署内および各出張所に伝達する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けた場合は、ただちに部内および出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

（注）各防災機関は、関係機関および団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

2-5 伝達事項

(1) 注意情報の伝達と準備行動

市および各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、職員の警戒体制および地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

(2) 注意情報解除の伝達

注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員の警戒体制および地震防災応急対策の準備行動を解除するよう、速やかに伝達する。

2-6 青梅市の活動体制

内 容
1 活動体制 情報収集・伝達体制を確立するとともに、警戒宣言が発令された場合に備えて、避難等の対策が実施できる体制とする。 2 職員の参集 職員の参集は、第2号警戒体制とする。なお、動員伝達は応急活動体制緊急連絡網により指示する。 3 注意情報連絡時の所掌事務 市警戒本部が設置されるまでの間、市民安全部防災課が次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都および防災関係機関との連絡調整

2-7 防災機関等

機 関	内 容
青梅消防署	注意情報の連絡を受けた場合は、次の措置をとる。 1 全消防職員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 防災関係機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 情報受信体制の準備 6 高所見張員の派遣 7 出火防止・初期消火等の広報の準備 8 その他、消防活動上必要な情報の収集
青梅警察署	1 警備本部の設置 2 警備部隊の編成 3 警戒活動の強化と情報収集体制の確立 4 広報活動
JR東日本八王子支社	1 注意情報の連絡を受けた場合は、警戒宣言の発令に備えて準備を行う。 2 防災対策本部を本社に設置し、必要に応じ災害対策本部を設置する。
NTT 東日本	注意情報の連絡を受けた場合は、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する体制をとる。 1 通話量等通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動
その他の機関	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

第4節 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認める場合は警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関および住民は、一致協力して、地震防災応急対策および災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、都、市および各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

1 活動体制

1-1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定にもとづき、市災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

(2) 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、青梅市災害対策本部条例、同施行規則および同運営要綱、ならびに「第2部 第5章 第2節 1 市の災害応急活動体制」の定めるところによる。

(3) 災害対策本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報および各種情報の収集、伝達
- ② 社会的混乱の発生防止および混乱回避策等の決定
- ③ 防災関係機関との連絡調整
- ④ 生活物資等の動向および調達準備体制の決定
- ⑤ 市民への情報提供

(4) 配備体制

本部の配備体制は、第4号非常配備体制とする。

1-2 防災機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、青梅市地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

指定地方行政機関等は、必要な組織および防災対策に従事する職員の配置およびサービスの基準を定めておくものとする。

市にかかる公共的団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

1-3 相互応援協力

警戒宣言時等において、単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあることから、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

(1) 防災機関への応援要請

市は、都に対し、応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとする場合、または他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、ひとまず口頭または電話等をもって要請し、後日改めて文書により処理する。

- ① 応援を求める理由（あっせんを求める理由）
- ② 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ④ 応援を必要とする日時、活動時間
- ⑤ 応援を必要とする場所
- ⑥ 応援を必要とする活動内容
- ⑦ その他必要な事項

2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

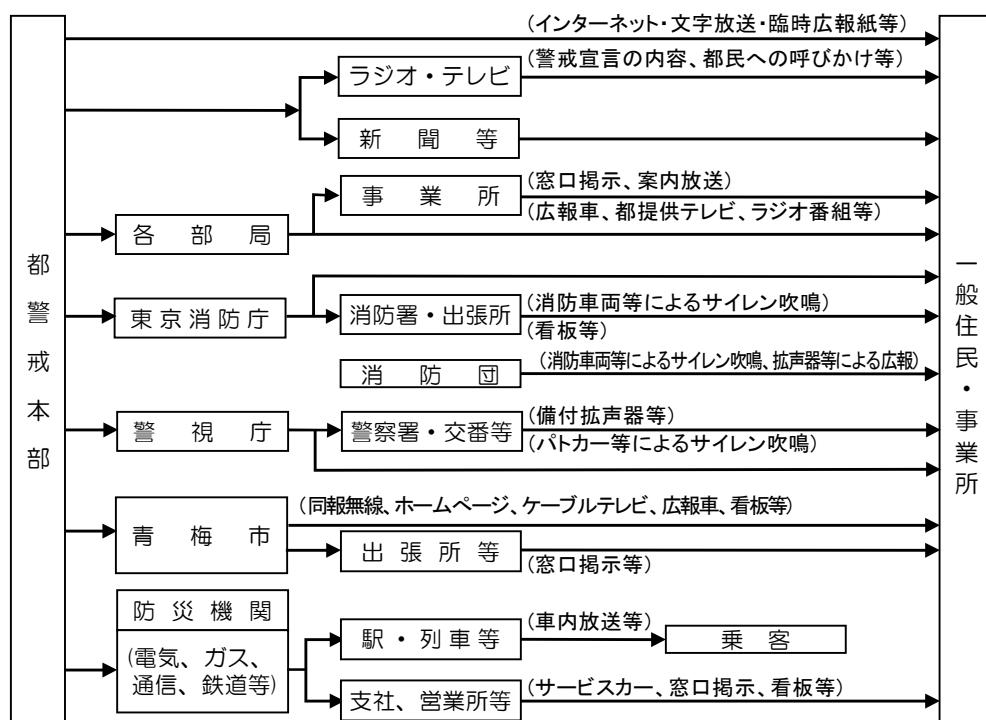
各防災機関は、警戒宣言および東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

本節では、警戒宣言等の伝達および警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。

2-1 警戒宣言の伝達等

警戒宣言および地震予知情報等の伝達経路および伝達手段は、次の図のとおりとする。

(1) 伝達経路



(2) 伝達体制

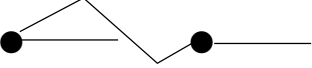
① 市

市	内 容
総務防災対策部	1 総務防災対策部は、警戒宣言および地震予知情報等について都総務局から通報を受けた場合は、ただちに内線電話、庁内放送等の手段により市長、副市長ならびに各部へ伝達するとともに、市教育委員会を通じて、各市立学校長に伝達する。一般市民への伝達は、防災行政無線等により一斉通報するとともに、広報車、看板等の掲示により行う 2 勤務時間外における伝達体制は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。 この場合、宿直室から市民安全部防災課長、市民安全部長の順に伝達し、市民安全部長は、市長、副市長および各部長へ伝達する。

② 防災機関

機 関	内 容
青梅警察署	1 青梅警察署は、警視庁から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちにその旨を警察電話、警察無線およびその他の手段により署内および交番等へ伝達する。 2 青梅警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
青梅消防署	1 青梅消防署は、東京消防庁から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちにその旨を消防無線、消防電話および各種の通信手段を活用し、署内および出張所に伝達する。 2 青梅消防署は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
消 防 団	1 消防団は、市民安全部防災課、または消防署から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちに団員に伝達する。 2 消防団は、市の指示に従い、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
市医師会	市医師会は、市から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちに電話等で所属会員に伝達する。
その他の防災機関	各防災機関は、都総務局から警戒宣言および地震予知情報等を受けた時は、ただちに部内および出先機関へ伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者および施設利用者に周知する。

■警戒宣言に伴う防災信号(サイレン)の吹鳴パターン

警 鐘	サイ レ ン
(5点) 	(約 45 秒鳴らす)  (15 秒休む)
備考 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘およびサイレンを併用すること。	

③ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 青梅市での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2-2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路における帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱等の事態が発生することも予想される。

このような事態に対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市および各防災機関が広報活動を実施する。

(1) 広報

① 市の広報

市は、警戒宣言が発せられた場合は、各防災関係機関と密接な連絡のもと、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
 - a 火の注意
 - b 水のくみ置き
 - c 家具の転倒防止等
 - d 災害用トイレの備え
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- (オ) 混乱防止のための対応措置
 - a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ・列車の運行状況
 - ・駅等の混乱状況
 - ・時差退社の呼びかけ等
 - b 道路交通の混乱防止のための広報
 - ・道路の渋滞状況
 - ・交通規制の実施状況
 - ・自動車利用の自粛要請等
 - c 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - ・通信のそ通状況および利用制限等の措置状況ならびに代替となる通信手段
 - ・電報の受付および配達状況
 - ・加入電話等の開通、移転等の工事ならびに故障修理等の実施状況
 - ・営業窓口における業務実施状況
 - ・お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）
 - ・その他必要とする事項
 - d 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
 - ・スーパーマーケット等の営業状況
 - ・物資の流通状況
 - ・買い急ぎをする必要のないこと等
 - e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - ・金融機関の営業状況
 - ・急いで引き出しをする必要のないこと等

イ 広報の実施方法

防災行政無線、メール配信、ホームページ、広報車および自主防災組織等を通じて、広報活動を行う。

② 都の広報

都においては、都の提供番組（テレビ、ラジオ）および広報車等を最大限に活用し、都知事のコメントおよび各種情報、都民に対する呼びかけ等の広報活動を行う。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。

③ 各防災機関の広報

住民および施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。その主なものは、次のとおりとする。

	内 容
ア 広報項目	(7) 住民および施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底 (1) 各防災機関の措置状況ならびに住民および施設利用者に対する協力要請
イ 広報の実施方法	(7) 各機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。 (1) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態に合った伝達方法を工夫するものとする。 (1) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。 (1) 広報文は、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時に、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置が実施できることを目的として、報道機関に対して各種情報の提供を行う。この場合、企画対策部が窓口となり、都および関係機関との連絡を密にし、実施する。

このほか、東京都災害対策本部、警視庁、東京消防庁およびその他各種防災機関においても、報道機関に対し、各種情報の提供を行う。

(3) 放送要請

警戒宣言時において、市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、市民および関係機関に対し、緊急情報もしくは緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分でない場合は、都を通じ、放送機関に放送要請を行う。

3 消防対策

市は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にある場合においては、青梅消防署の協力を得て次の対策を実施する。

3-1 活動体制

- ① 全消防職員および全消防団員の非常招集
- ② 通信体制および119番切替等の準備、受信体制の強化
- ③ 震災消防活動部隊の編成
- ④ 気象庁および防災関係機関への職員の派遣
- ⑤ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑥ 救助・救急資器材の準備
- ⑦ 情報受信体制の強化
- ⑧ 高所見張員の派遣
- ⑨ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ⑩ その他消防活動上必要な情報の収集

3-2 市民(事業所)に対する呼びかけ

市民に対する呼びかけ	情報把握	テレビ、ラジオおよび警察、消防・市等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認および危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危険防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置および防災要員の確保
	情報収集・伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 スーパーマーケット等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止および退社等	1 不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止および初期消火	1 火気使用設備器具等の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火体制の確保
	危険防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

4 危険物対策

種別	機関	内 容
1 石油类等危険物の取扱施設	青梅消防署	危険物施設に対する指導にもとづく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 1 操業の制限、停止 2 流出拡散防止の点検・確認 3 緊急遮断措置の点検・確認 4 火気使用の制限または禁止 5 消火設備等の点検・確認
2 化学薬品等取扱施設	青梅消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導する。 1 引火または混合混触等に関する防災意識の徹底 2 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 3 引火または混合混触等による出火防止措置
3 毒物・劇物取扱施設	西多摩保健所	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集、伝達
4 放射性物質取扱施設	都保健医療局	1 R I の管理測定班の編成 2 R I 使用医療機関に対する指導 (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設および放射線治療病室等の安全点検と補修 (2) R I 使用状況の把握 (3) 未使用 R I および使用済 R I の保安確認 (4) R I 治療患者の管理体制の徹底周知 (5) 地震予知関連情報の収集
5 危険物輸送	青梅消防署	警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。 1 危険物取扱業者等に対する製造・運搬の抑制と、破損・荷くずれ防止策等の指導 2 危険物施設等対策班による危険物関係情報の収集および関係施設の視察 (1) 出荷、受入れを制限するか、または停止させる。 (2) 輸送途上における厳守事項を徹底させる。

5 警備・交通対策

5-1 警備対策

機 関	内 容
青梅 警察署	1 警備部隊の編成 警察署に警備部隊を編成する。 2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、交差点等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。 3 混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案および混乱等を初期段階で防止する。 (1) 管内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報の収集および伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防および取締りを実施する。

5-2 交通対策

(1) 道路交通対策

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を実施する。

基本方針	① 都内への車両の走行は、できる限り抑制する。 ② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 ③ 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 ④ 緊急輸送路および避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
------	---

① 交通対策本部等の設置

判定会の招集が決定された場合、交通対策連絡室を設置するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替え総合的指揮体制をとる。

② 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

車両の状況	運 転 者 の 執 る べ き 行 動
ア 走行中の車両	(ア) 運転者等は、警戒宣言が発せられたことを知った場合は、慌てることなく低速度で走行すること。 (イ) カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。 (ロ) 目的地まで走行した後は、車両を使用しないこと。 (ハ) バス、タクシーおよび都市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等にしたがって、安全な方法で走行すること。 (ニ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。 (ホ) 現場警察官等の指示に従うこと。
イ 駐車中の車両	(ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。 (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。なお、エンジンキーは着けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。 (ロ) 警戒宣言が発せられている場合であっても、原則として避難する必要はないが、万一、避難を要する場合であっても車両は使用しないこと。

③ 警戒宣言時の交通規制

都は、警戒宣言が発せられた場合は、次のような規制を行う。

規制の場所	規 制 の 内 容
ア 都県境	神奈川県または山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。 また、埼玉県もしくは千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。
イ 環状7号線の内側の道路	都心に向かう車両は極力制限する。
ウ 緊急交通路	第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路および東京環状線（国道16号）の14路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。
エ 高速自動車道・首都高速道路	状況により、車両の流入を制限する。都県境においては、前記の交通規制に準ずる。

④ 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境および主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。

(2) 道路管理者等のとるべき措置

① 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合には、主要市道、避難場所周辺道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急点検を行う。

② 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として施工中の工事を中止し、安全対策を実施し、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

6 公共輸送対策

6-1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言および地震予知情報等が発せられた場合には、情報伝達ルートおよび伝達方法により、列車および駅ならびに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

- ① 強化地域外周部における地区（②に記載する線区を除く）は、徐行を行い列車の運転を行う。
- ② 強化地域に接する下記線区は、折返し設備の都合または落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への列車の運転を中止する。

ア 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
 イ 中央本線高尾～上野原駅間
 ウ 青梅線 青梅～奥多摩駅間
 エ 相模線 橋本～厚木駅間

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅等に集中し、大混乱となることが予想される。

この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障をきたすことが考えられる。このため、各機関では、乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

- 1 平常時から市民に対して、時差退社および近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。
- 2 警戒宣言発令時において、鉄道機関および警察署からの情報を基に、市内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常どおりの勤務体制の維持、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。

(4) 主要駅での対応

各鉄道機関は、主要駅等において、旅客の混乱を防止するため、下記の対応措置をとる。

措置の種類	措置の内容
① 旅客の安全を図るための措置	ア 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 イ 状況により、階段止め、改札止めを行うなど入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 ウ 状況により警察官の応援を要請する。
② その他の措置等	ア 八王子支社社員を派遣して、駅の客扱い要員の増強を図る。 イ 乗車券について次の措置をとる。 (ア) 強化地域内を、到着または通過する乗車券類については、発売を停止する。 (イ) 状況により、警戒本部長の承認を受けた上で、全ての乗車券類の発売を中止する。

(5) 主要駅等の警備

青梅警察署は、判定会招集の決定後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅および混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関および防災関係機関は、一致協力して上記の措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、利用者および事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合および踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

JR各社は、強化地域を運行する特急列車を始め、各列車の運転を中止するので、発車駅まで無賃送還の取扱いをする。

6-2 バス・タクシー等対策**(1) 情報伝達**

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオおよび警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知った場合は、ただちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられた場合には、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行および交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて、間引き運転の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する経路については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。

(3) 混乱防止措置**① 旅客の集中防止**

旅客の集中による混乱を防止するため、市、防災関係機関およびバス会社等は、時差退社および近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所等に対する広報および指導を行う。

② バスターミナル・タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

7 学校・病院・福祉施設対策

7-1 学校

(1) 注意情報発表時の対応

① 児童生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、報道機関により注意情報発令の報道がされた後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替えて、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震発生後の授業（保育）の再開等について説明する。

また、警戒宣言が発せられた場合、児童生徒等の安全を図りつつただちに、あらかじめ定めた下校（園）計画にしたがって帰宅させるよう準備を整える。

② 学校（園）の対応策と周知徹底

注意情報発令が報道されると、幼児・児童の保護者がただちに引取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に、授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。

また、保護者に対しては、日頃から保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。加えて、各家庭では、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意することを周知徹底しておく。そして、警戒宣言が発せられた場合には、幼児・児童をただちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておく。

なお、上記のような事前の措置をとっていても、注意情報の報道を聞いた保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。

(2) 警戒宣言時の対応

① 在校時

警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を、計画にしたがって、次のとおり帰宅させる。

種別	内 容
幼稚園 小・中学校	あらかじめ保護者に伝達してある計画にしたがって、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
高等学校	個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないよう、下校計画にしたがって必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別 支援学校	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引き渡す。 児童生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生および残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。 その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障がいにより帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡し時の緊急連絡を行う。
小・中学校 特別支援 学級	特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

② 校外指導時**ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合**

強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校へ連絡をとる。

校長は、校外指導時に警戒宣言が発せられたとの連絡を受けた場合には、その後の対応の状況を、教育委員会または関係機関に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

イ 遠足等の場合

その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。また、帰校後は、児童・生徒を在校時と同様の措置により帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険であると判断した場合は、適宜の措置をとる。

（注）電話の輻輳により、連絡がとりにくくなることを十分考慮する。

(3) 学校におけるその他の対応策

- ① 児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器および応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- ② 学校に残留し保護している児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、校長は教育委員会に報告する。
- ③ また、校長から報告を受けた教育委員会は、総務防災対策部に物資の供給を要請する。
- ④ 残留する児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担にしたがって措置をとる。
- ⑤ 残留する児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く教育委員会または関係機関へ報告するよう努力する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ・テレビ、防災関係機関および市の広報等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

7-2 病院、診療所

(1) 診療体制

病院および診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおりの診療を行い、必要となる職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

また、入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術・検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
市医療対策部 (市立総合医療センター)	原則として、平常どおり診療を行う。 ただし、乳幼児、高齢患者等、発災時の混乱に際し、特に危険が予測される患者に対しては、受診の自粛を呼びかける。	1 施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。 2 退院および一時帰宅を希望する患者には、担当医師の判断により、その許可を与える。	医師の判断により、日程変更の可能な手術、検査は延期する。
市医師会	医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院および一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院または診療所には、医薬品类等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止または軽減を図るため、次の防災措置を行う。

- ① 建物、設備の点検・防災措置
- ② 危険物の点検・防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検および確保
- ⑤ 職員の分担事務の確認
- ⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集した情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡する。

7-3 福祉施設

(1) 保育所、通園施設

措置の種類	措 置 の 内 容
① 園児の扱い	ア 園児は、利用者名簿を確認の上、保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。 イ 引取りのない園児は、園において保護する。
② 防災措置	ア 施設設備の点検 イ ライフラインの確認 ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止 エ 食料、飲料水、ミルク等の確保 オ 医薬品の確保
③ その他	ア 園児の引取りについては、事前に十分な打合せをする。 イ 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は、施設内で保護する。このために次の措置をとる。

- ① 施設設備の点検
- ② ライフラインの確認
- ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止
- ④ 食料、飲料水の確保
- ⑤ 医薬品の確保
- ⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- ⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

8 電話・通信対策

(1) 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。
このため、各機関は、次の措置をとることとする

機関	区分	内 容
NTT 東日本	電 話	警戒宣言が発せられた場合、次の業務および関連する規程にもとづき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 営業窓口 (3) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 ア 故障修理 イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
	電 報	警戒宣言が発せられた場合、次の業務および関連する規程にもとづき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。(強化地域に着信する電報は、遅延承認のもとに限る。) 1 確保する業務：非常、緊急扱い電報 2 可能な限りにおいて取り扱う業務：一般電報の発信および電話による配達
NTT コミュニ ケーショ ンズ	国内 ・ 国際 通信	警戒宣言発表以降も、国内・国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、または著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
NTT ドコモ	移動 通信	警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されることから重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。
KDDI	通信 サー ビス	警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、または著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

(2) 防災措置の実施

機関	内 容
NTT 東日本	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達と周知 2 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 災害対策用機器の点検、整備および非常配備 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器および車両等の確保ならびに輸送に関する確認と手配等） 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配 7 電気通信設備等の巡視点検 8 工事中の電気通信設備等 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等
NTT コミュニ ケーショ ンズ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令および地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様および社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
NTT ドコモ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様および社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
KDDI	警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 1 災害対策本部等の対策活動組織の確立 2 情報連絡体制の確立 3 通信設備の点検 4 通信疎通の監視、管理体制の強化 5 災害対策用設備の点検 6 その他、一般防災に関する措置 (1) 事務機器等の転倒防止措置 (2) 危険物等の保安点検 (3) 火気の使用制限措置 (4) 応急対策物資の点検 (5) 医療、救護備品の点検 (6) 局舎警備の強化 (7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準

9 電気・ガス・上下水道対策

9-1 電気

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員資機材の点検確保

① 要員の確保

非常災害対策立川支部対策要員は、東海地震注意情報または警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに立川支社ならびに青梅事務所に参集する。

② 資機材の点検確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害立川支部は、工具、車両、発電車および変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認および確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた場合は、地震予知情報にもとづき、電力施設等に関する次に掲げる各号の予防措置をとる。この場合において、地震発生 of 危険性に鑑み、作業上の安全に十分考慮する。

① 特別巡視および特別点検等

地震予知情報にもとづき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検および機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防および関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措施

仕掛け工事および作業中の各電力施設等については、状況に応じた人身安全および設備保安上の応急安全措施を実施する。

9-2 ガス

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合でも、ガスの供給は継続する。

(2) 人員、資器材の点検確保

① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外および休日において、あらかじめ定められた職員が自動出動し、警戒態勢をとる。

② 資器材の点検確保

復旧工事用資器材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

広報内容	1 警戒宣言、地震予知情報の伝達 2 引き続きガスを供給していること 3 ガスの使用およびマイコンガスメーターの取扱方法（復帰方法） 4 例外的に避難する際のガス栓およびメータガス栓の処置方法 5 ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等
広報の方法	1 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。 2 防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。

(4) 施設等の保安措置

- ① 緊急遮断装置、散水設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備および機能の確認を行う。
- ② 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- ③ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を行う。
- ④ タンクローリーの受入作業の中断または制限を行う。

9-3 水道**(1) 飲料水の供給および広報**

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ① 当座の飲料水のくみ置き要請
- ② 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ③ 地震発生後の広報等の実施方法
- ④ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 人員、資器材の点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、ただちに発災に備えて、情報連絡網の確保、広報、水道施設の保安点検の強化および応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、地震発生時には、拠点給水体制がとれるよう図る。

(3) 施設等の保安措置

水道施設等の保安点検は次により行う。

点検の種類	点 検 の 内 容
① 水道施設の保安点検措置	ア 貯水および取水施設の保安点検 イ 浄水場(所)、給水所等の保安点検 ウ 送・配水管等の漏水に対する措置 エ 応急給水槽の保安点検
② 工事現場の保安点検措置	ア 所管工事現場の保安点検措置 イ 他企業の工事現場内の所管施設の保安要請

9-4 下水道

(1) 保安措置

ポンプ所においては、交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、非常配備体制を配置し、保安の徹底に努める。

(2) 施設等の保安措置

- ① 施設の被害を最小限に止め、雨水等の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化および整備を行う。
- ② 工事現場においては、工事を即時に中止し、現場の保安体制を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

10 生活物資対策

10-1 営業の継続

食料および生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するよう要請する。

10-2 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

平常時より、広報紙等を通じて呼びかけ、警戒宣言時には市防災行政無線、広報車等を利用し、呼びかけを行う。

10-3 物資の確保

スーパーマーケット、小売店等に対し、加工食品およびミルク等の供給確保を要請するものとする。

11 金融対策

11-1 金融機関

関東財務局、日本銀行等は次の措置を行う。

- ① 金融機関に対し、原則として、平常どおり営業するよう配慮させる。
なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通貯金の払戻し業務については、できるだけ配慮させる。
- ② 金融機関に対し、顧客および従業員の安全確保に、十分配慮させる。

11-2 日本郵政株式会社

日本郵政株式会社は、次の措置を行う。

- ① 原則として、平常どおりの業務運行を確保する。
- ② 顧客および従業員の安全確保に、十分留意する。

11-3 市における広報

市において、市内金融機関に対し、上記についての協力を要請し、市民、事業所等に対しては、前記11-1および2についての広報を行う。

11-4 市民税等

警戒宣言が発せられ、交通混乱等が発生し、市民税等の納付が困難となった場合には、その期限の延長等について、弾力的に対処する。

12 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予測される崖地等の危険地域については、あらかじめ避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難指示を行い、安全な場所へ避難させる。

12-1 事前対策

(1) 危険が予測される地区の選定

市は、各関係機関と連絡を密にし、崖地等について実状把握を行い、危険が予測される地区については、あらかじめ地区選定を行っておく。

(2) 避難所の指定

市は、前記（１）において選定した区域内において、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ避難所を指定しておく。

(3) 周知、伝達方法

市は、避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（防災行政無線、広報車等）および伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

12-2 警戒宣言時における対応

(1) 避難指示

市長（総務防災対策部）は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、前記12-1事前対策（３）に記した周知、伝達方法により関係機関と協力して、迅速に避難指示を行う。

(2) 避難所開設にともなう対応措置

- ① 総務防災対策部は、避難所を開設した場合は、開設状況を速やかに都総務局、青梅警察署、青梅消防署等関係機関に連絡する。
- ② 市民対策部および教育対策部等は、避難所の運営に必要な調理・給食資器材、食料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具および台帳等を確保・整備し、備蓄食糧および調達食糧による食品の給与を行う。

(3) 避難所等における職員の配置

市民対策部等は避難所を開設した場合は、管理責任者のほか、避難所運営に必要な職員を配置する。

13 救援・救護対策

13-1 給水体制

東京都水道局は、発災後に備え、情報連絡および施設の保安・点検の強化、応急資器材の点検・整備等を行う。

13-2 食料等の配付体制

(1) 職員の配置

総務防災対策部等は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配付を行うため、職員の待機等の体制をとる。

(2) 運搬計画

- ① 総務防災対策部は、備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制をとるよう要請する。
- ② 総務防災対策部等は、都より集積所に輸送された食料および物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。

(3) 即時調達体制の確保

総務防災対策部等は、即時調達体制を確保するため、関係業者の物資の在庫状況を把握するとともに、民間応援協定先、各業種組合および小売店等に物資の供給体制を整えるように依頼する。

13-3 医療救護体制

機関別対応は次のとおりである。

機 関	内 容
市医療対策部 (市立総合医療センター)	1 医療班の編成準備 (1) 非常配備体制に伴う救護班の編成 (2) 救護班携行器材の点検整備 2 救急患者の受入体制の確保 (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 水、食料の点検、確保
健康福祉対策部	1 市医師会へ医療救護班の編成準備要請 2 市医師会へ患者等の受入体制確保の要請 3 その他、市医師会との連絡調整
市医師会	1 発災時に備え、医療救護班の編成準備 2 患者等の受入体制の確保

13-4 輸送車両の確保

機 関	内 容
東京都トラック協会多摩支部	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し車両の調達準備をする。

第5節 市民・事業所等のとるべき措置

青梅市は、「東海地震」が発生した場合、震度5弱から5強になると予想されている。

震度5弱から5強の場合、家屋の倒壊等大きな被害は発生しないが、局地的には宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、市は、東京の近郊都市であり、警戒宣言および地震予知情報による社会的混乱の発生が予想され、混乱による人的被害が危惧される。

このため、市および各防災機関は万全の措置を行うものであるが、被害および混乱を防止するためには、市民および事業所の果たす役割は極めて大きい。市民一人一人、また事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害および混乱は大幅に減少させることができる。

本節においては、市民、自主防災組織および事業所が警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動基準を示すものとする。

1 市民のとるべき措置

1-1 平常時

市民は、日頃から出火防止に心がけ、次にあげる措置を始め、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を図っておく。

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- ② 消火器具等防災用品を準備しておく。
- ③ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- ④ ブロック塀の点検補修等、家の外部についても安全対策を図っておく。
- ⑤ 飲料水（1日一人3ℓ目安）および食料の3日分程度の備蓄、ならびに医薬品・携帯ラジオ等非常持出用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- ⑥ 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法等をあらかじめ決めておく。
 - イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法等警戒宣言発令時の各自の行動予定を家族と話し合っておく。
- ⑦ 都・市・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑧ 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えない限り、「避難行動要支援者名簿」や個別避難計画の情報について、避難支援関係者の提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

1-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- ② 家族で避難および連絡方法等行動予定を確認する。
- ③ 電話の使用を自粛する。
- ④ 自動車の利用を自粛する。

1-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

項 目	内 容
① 情報の把握を行う。	ア 防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 イ 市、消防署、警察署等防災機関の情報に注意する。 ウ 警戒宣言が発せられたことを知った時は、隣近所に知らせ合う。
② 火気の使用に注意する。	ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。 ウ メーターガス栓の位置を確認する。 エ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。 オ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。 カ 危険物類の安全防護措置を点検する。
③ 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。	
④ 家具の転倒防止措置を確認する。棚の上の重い物をおろす。	
⑤ ブロック塀等を点検する。危険箇所は、ロープを張る等付近に近寄らないような措置をとる。	
⑥ 窓ガラス等の落下防止を図る。	ア 窓ガラスに飛散防止用テープを貼る。 イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
⑦ 飲料水のくみ置きをする。	
⑧ 食料、医薬品、防災用品を確認する。	
⑨ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。	
⑩ 電話の利用を自粛する。また、はずれた受話器はかける。	
⑪ 自家用車の利用を自粛する。	ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空き地や駐車場に移す。 ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は使用しない。
⑫ 幼児、児童の行動に注意する。	ア 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせにもとづいて対応する。
⑬ 冷静に行動し、不要または不急の外出および旅行は見合わせる。	
⑭ エレベーターの使用は避ける。	
⑮ 近隣相互間の防災対策を再確認する。	
⑯ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。	
⑰ 買い急ぎをしない。	

2 自主防災組織のとるべき措置

2-1 平常時

- ① 組織の役割分担を明確にする。
- ② 組織の活動訓練や教育・演習を実施する。
- ③ 地区内の危険箇所（崖、ブロック塀等）を把握する。
- ④ 情報の伝達体制を確立する。

2-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオの情報に注意する。
- ② 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

2-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 市、消防署等からの情報を地区内住民に知らせる。
- ② 自主防災組織本部の設置を行う。
- ③ 地区内住民に、市民のとるべき措置を呼びかける。
- ④ ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- ⑤ 地域配備消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- ⑥ 災害時要配慮者や病人の安全に配慮する。
- ⑦ 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童に対して注意する。
- ⑧ 救急医薬品等を確認する。
- ⑨ 食料、飲料水および炊き出し用品等の確保ならびに調達方法の確認をする。

3 事業所のとるべき措置

3-1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下物による危害防止措置、防火用品の備蓄ならびに出火防止対策および従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規程およびその他の規程等を含む）にもとづいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておく。

なお、防災計画等作成上の留意事項は、次のとおりとする。

- ① 青梅市地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造および周辺市街地状況等）、事業内容を考慮した実効性のあるものとする。
- ② 従業員、顧客および周辺住民の人命の安全、出火防止、混乱防止等を重点に作成する。
- ③ 従業員に対するの応急救護知識の普及
- ④ 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
- ⑤ 他の防災または保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図る。
- ⑥ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

3-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- ② 自衛消防隊等自主防災体制を確認する。
- ③ 消防計画等にもとづき、警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
- ④ その他状況により、必要な防災措置を行う。

3-3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- ① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員および配備等の警戒体制を確立する。
- ② テレビ、ラジオ等により、必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- ③ 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等をとれるようにする。
この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。
- ④ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱い)する事業所(施設)については原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容する施設にあっては、混乱防止のため、原則として営業を自粛するものとする。
- ⑤ 火気使用設備・器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を行う。
また、薬品等の混触発火流出および漏えい防止のための措置を確認する。
- ⑥ 建築物の防火または避難上重要な施設および消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む)等の保安措置を行う。
- ⑦ 商品、設備器具および窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- ⑧ 不要または不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・市区町村・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- ⑨ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り制限する。
- ⑩ 救助、救急資機材および飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- ⑪ 建築工事、隧道工事および金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により、危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を実施する。
- ⑫ 事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅および路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させる。
ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第3章 大規模事故等の応急対応計画

第1節 鉄道事故応急対策

1 事故予防措置

鉄道事業者は、各種措置を実施し、鉄道事故の防止に努める。

1-1 鉄道事業者の予防措置

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」）および日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」）は、大規模事故対策として車両および地上設備の整備を進めており、今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。

1-2 鉄道事故訓練の実施

(1) JR東日本

JR東日本は、消防機関等の協力を得て、通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧の建物火災消火訓練および復旧訓練を実施する。

また、管内の各機関（支社を含む）は、事故発生を想定した、非常参集訓練、緊急連絡網による情報伝達訓練およびNTT災害用伝言ダイヤルを活用した安否確認訓練を実施する。

(2) JR貨物

JR貨物は、9月1日「防災の日」に総合防災訓練を実施するとともに、関係鉄道会社および関連会社等との合同訓練を実施し、必要な知識の習得を図る。

また、関係消防機関の協力を得て、情報伝達訓練、非常参集訓練、初期消火訓練、復旧体制および災害復旧訓練、その他必要な訓練等を実施する。

1-3 防火知識の普及

JR東日本およびJR貨物は、各機関と連携し、春・秋の火災予防運動期間中、立看板、ポスター等を駅に掲出し、火災予防について周知を図る。

また、事故等の発生に伴って予想される駅等における混乱を防止するため、車内放送、駅放送、駅掲示等により随時広報に努める。

1-4 相互協力

関係機関は、鉄道事故に備え、次の協定を締結している。

鉄道各社における相互協定	鉄道各社は、それぞれの路線の連絡する駅等において、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合の相互協力について、協定書、覚書等を取り交わしている。 また、被災等により不通区間が生じた場合は、その区間に連絡する鉄道等の交通機関に振替輸送を依頼する必要があることから、そのための協定を結んでいる。
--------------	---

2 応急対策計画

2-1 応急活動体制の確立

(1) 市・都および防災関係機関の措置

市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、鉄道事故の状況等に応じ、応急体制を確立し、適切な応急対策を実施する。

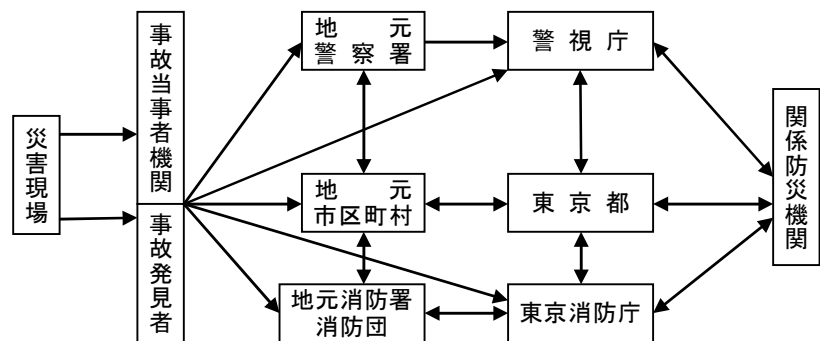
(2) JR東日本およびJR貨物

JR東日本およびJR貨物は、事故の状況等により、応急処置、情報の伝達、事故復旧対策本部の設置、非常招集、救援車の配備等を迅速かつ的確に実施する。

2-2 情報の収集・伝達・報告

市は、鉄道事故を発見した場合または鉄道事故に対する応急対策を実施した場合、「被害状況等の調査報告」に定める要領により、都に報告する。

JR東日本およびJR貨物は、事故が発生した場合、または事故の速報を受けた場合は、速やかにあらかじめ定められた通報連絡システムにより、関係箇所への通報・連絡を行う。



2-3 災害時の広報

(1) 市の措置

市は、市域内で大規模な鉄道事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要がある場合は、ただちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡の下、広報を行う。

(2) 鉄道事業者の措置

JR東日本およびJR貨物は、事故が発生した場合には、必要に応じて次の内容を主とした情報を報道機関に提供し、テレビ、ラジオ、ホームページ等で一般に周知する。

なお、旅客に対する情報の伝達は、別に定める手順により行う。

- 列車の運転状況および各駅における旅客の状況等
- 被害状況および復旧見込み
- 混乱防止のため、利用者に理解と協力を求める事項
- その他必要と認める事項

2-4 災害派遣要請

関係機関は、事故等が発生し、単独での対応が困難な場合には、協定にもとづき、必要な人員、資機材等の応援を要請する。

また、大規模事故が発生し、人命および財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2-5 消防活動

青梅消防署は、大規模な鉄道事故により火災が発生した場合、地域住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、およびこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携のもと、消防活動を実施する。

2-6 警備交通規制

(1) 警備活動

警視庁は、大規模事故等が発生した場合は、全力を尽くして人命の救出および救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制や街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

なお、この場合における警察活動は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| • 災害地における災害関係の情報収集 | • 交通秩序の確保 |
| • 警戒区域の設定 | • 犯罪の予防および取締り |
| • 被災者の救出および救護 | • 行方不明者の調査 |
| • 避難者の誘導 | • 死体の検視（見分） |
| • 危険物等の保安 | |

(2) 交通規制

警視庁は、事故の状況等により、次の交通規制措置を実施する。

- | | | |
|----------------|--------|--------|
| • 交通情報の収集と交通統制 | • 交通規制 | • 車両検問 |
|----------------|--------|--------|

2-7 避難

(1) 避難の指示

市長は、事故の状況等により、避難が必要な場合、警察署長および消防署長と協議の上、避難が必要となる地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、市長はただちに都知事に報告する。

また、市長は、市民の生命および身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定するとともに、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難誘導

市は、事故の状況等により、住民等の避難が必要な場合には、避難所を開設するとともに、警察署、消防署、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導を行う。

2-8 救助・救急

市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、相互に連携するとともに、事故の状況等により、医療救護所を設置し、負傷者等の救助・救急活動を実施する。

第2節 大規模自動車事故応急対策

1 事故予防措置

道路管理者は、大規模な自動車事故が発生しないよう、道路の安全施設の整備を図るとともに、危険箇所等の点検を行い、事故防止に努める。

2 応急対策計画

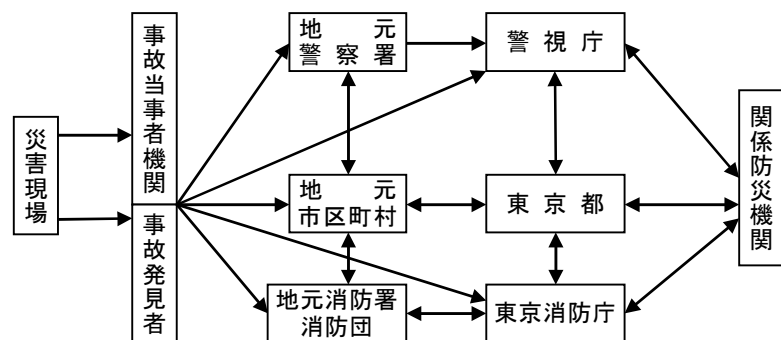
2-1 応急活動体制の確立

道路管理者、市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、自動車事故の状況等に応じ、応急体制を確立し、適切な応急対策を実施する。

2-2 情報の収集・伝達・報告

市は、大規模な自動車事故を発見した場合、または自動車事故に対する応急対策を実施した場合、「被害状況等の調査報告」に定める要領により、都に報告する。

道路管理者は、事故が発生した場合、または事故の速報を受けた場合は、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報・連絡を行う。



2-3 災害時の広報

市は、市域内において大規模な自動車事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要がある場合は、ただちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。

2-4 災害派遣要請

関係機関は、事故等が発生し、単独でその対応が困難な場合には、協定にもとづき、必要な人員、資機材等の応援を要請する。

また、大規模事故が発生し、人命および財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2-5 消防活動

青梅消防署は、大規模な自動車事故により火災が発生した場合、地域住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

2-6 警備交通規制

(1) 警備活動

警視庁は、大規模事故等が発生した場合は、全力を尽くして人命の救出および救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制や街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

なお、この場合における警察活動は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| • 災害地における災害関係の情報収集 | • 交通秩序の確保 |
| • 警戒区域の設定 | • 犯罪の予防および取締り |
| • 被災者の救出および救護 | • 行方不明者の調査 |
| • 避難者の誘導 | • 死体の検視（見分） |
| • 危険物等の保安 | |

(2) 交通規制

警視庁は、事故の状況等により、次の交通規制措置を実施する。

- | | | |
|----------------|--------|--------|
| • 交通情報の収集と交通統制 | • 交通規制 | • 車両検問 |
|----------------|--------|--------|

2-7 避難

(1) 避難の指示

市長は、事故の状況等により、避難が必要な場合、警察署長および消防署長と協議の上、避難が必要となる地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、市長はただちに都知事に報告する。

また、市長は、市民の生命および身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定するとともに、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難誘導

市は、事故の状況等により、住民等の避難が必要な場合には、避難所を開設するとともに、警察署、消防署、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導を行う。

2-8 救助・救急

市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、相互に連携するとともに、事故の状況等により、医療救護所を設置し、負傷者等の救助・救急活動を実施する。

第3節 航空機事故応急対策

1 計画の目的

この計画は、市および市周辺での航空事故等を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限に止めることを目的とするものであり米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合に備え、その対策を示すものである。

2 米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合

米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合には、米軍および自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍および自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（以下「緊急措置要綱」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産・被災者救援等が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を負う（下表参照）。

2-1 米軍機自衛隊機事故被災救援活動分担表

区分	活動内容	警 察		消 防		自 衛 隊		東 京 都		市 ・ 町		施 設 局	
		米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機
負傷者 救援	(1)救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)救急病院の引受確認			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(3)その他(転院等)					○	◎	○	○	○	○	◎	
現場対策	(1)消火活動			◎	◎	○	○			○	○		
	(2)警戒区域の設定	○	○	◎	◎								
	(3)立入制限、交通整理	◎	◎	○	○		○						
	(4)現場保存	◎	◎	○	○		○					○	
	(5)連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	(6)通信輸送					○	◎			○		◎	
財産被災 者救援	(1)財産保護、警備	◎	◎				○						
	(2)仮住居のあっせん提供						◎	○	○	○	○	◎	
	(3)生活必需品の支給						◎	○	○	○	○	◎	
備考	航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の緊急救助態勢に関する合意にもとづいて行うものとする。 注：◎は主務機関を示す。 ○は援助協力機関を示す。												

2-2 事故時の応急措置

(1) 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- ① 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ② 事故発生の日時、場所
- ③ 事故機の種別、乗員数および積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- ④ その他必要事項

(2) 現地連絡所の設置

- ① 航空事故等が発生した場合において、関係機関が事故の規模・態様により「現地連絡所等」を設置した場合は、相互に緊密な連絡に努める。
- ② 米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換および被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

(3) 負傷者の搬送

羽村市からの延長道路となる市道幹9号線について負傷者の搬送路線として位置付けるとともに、両市が連携のもと計画的に整備を推進する。

■米軍および自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議関係機関

区 分	関係機関
市・町	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町
警 察	警視庁
消 防	東京消防庁、 稲城市消防本部
米 軍	在日米空軍横田基地第374空輸航空団 在日米海軍厚木航空施設
自衛隊	陸上自衛隊東部方面航空隊（立川） 海上自衛隊第4航空群（厚木） 航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）
防衛施設局	北関東防衛局 横田防衛事務所

3 組織体制**3-1 災害対策本部の設置**

市は、市内および市周辺への航空機の墜落および市内への航空機からの落下物による事故等の第一報が入った時点で、「災害対策本部」を設置する。

市周辺への航空機からの落下物による事故等であつて、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班が通常態勢により情報収集活動をする。

3-2 航空事故対応班の組織と活動

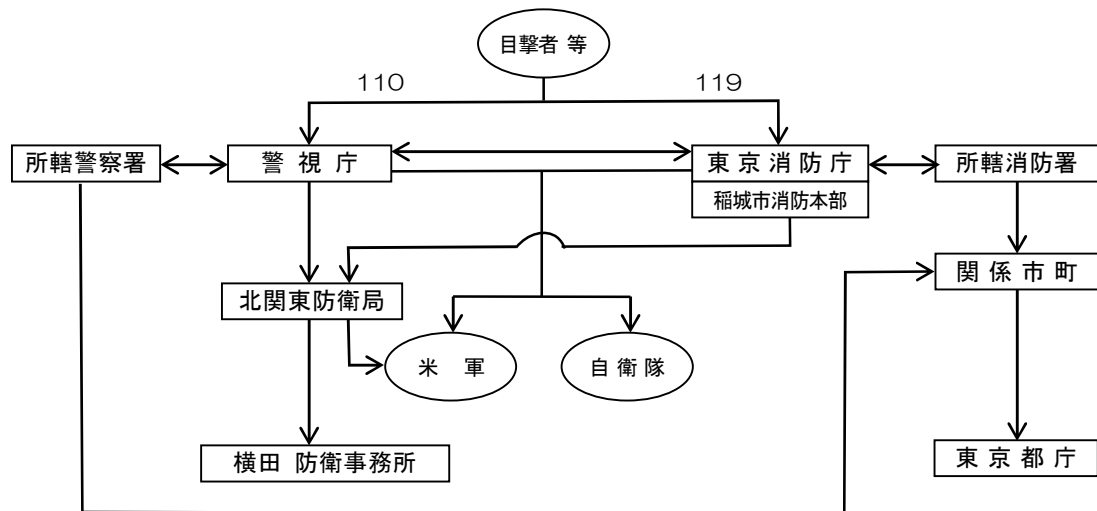
航空事故対応班は、市民安全部防災課および総務部総務契約課とし、災害防止および情報収集活動を実施する。

航空事故対応班長は、市民安全部防災課長および総務部総務契約課長をもって充てる。既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、対応班に組み入れる。

4 情報連絡体制

4-1 事故の際の通報経路

米軍または、自衛隊の航空事故等による場合の通報経路は次のとおりである。



4-2 庁内における連絡体制

(1) 平日勤務時間内

- ① 市内および市周辺への航空機の墜落および航空機からの落下物による事故等の第一報入手部署は、防災課防災係とする。
- ② 防災係長は、防災課長に事故等に関する情報を連絡する。
- ③ 防災課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。

ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班が通常態勢により情報収集活動をする。

(2) 休日・夜間

- ① 庁舎管理員は、市内および市周辺での航空機の墜落および航空機からの落下物による事故等の情報が関係機関からもたらされた場合には、ただちに防災課長、防災係長に事故等に関する情報を連絡する。
- ② 防災課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。

ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班のみへの連絡とする。

5 航空事故への対応活動

5-1 対応活動

(1) 市内で事故が発生した場合の市の対応

市および市周辺での航空機の墜落および市内へ航空機からの落下物による事故等が発生した場合、市は、次の対応活動を実施する。

- ① 職員を横田防衛施設事務所または緊急措置要綱による現地連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防署等にも職員を派遣して情報収集にあたる。
- ② 企画部長は、マスコミ対応にあたる。
- ③ 防災課および秘書広報課は、現地確認と可能な限りの写真撮影を行う。
- ④ 防災課は、東京都災害対策本部との連絡を緊密に取る。
- ⑤ 秘書広報課は、テレビ報道の録画および新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録にあたる。

(2) 市周辺で事故が発生した場合

市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、市の航空事故対応班は、関係機関からの情報収集に努める。

5-2 住民対応活動

市は、市内で事故が発生した場合には、事故発生地点周辺の住民に対して以下の対応行動をとる。

- ① 市内に航空機が墜落した場合には、災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。
- ② 被害の拡大により、市内の避難所だけでは対応できない場合には、東京都の市町村による「災害時等の相互応援に関する協定」にもとづき、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。
- ③ 住民に対する広報活動を実施する。
- ④ 災害対策本部から住民に対する避難指示等が発令された場合には、第2部震災編に準じた方法により、住民の避難誘導にあたる。

5-3 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

5-4 消防団活動

航空機の墜落により、火災、けが人等が発生した場合には、消火救助活動にあたりとともに消防署隊の後方支援にあたる。

6 災害対策本部の体制

- ① 災害対策本部の体制は、第2部震災編の体制を準用するものとし、災害の規模により震災時の非常配備体制要員に参集命令を出す。
- ② 事務分掌は、地域防災計画の部班別の事務分掌によるが、特殊な災害であるため、災害の状況によっては、災害対策本部で臨時に事務分掌を決定する。

第4章 放射性物質対策応急対応計画

第1節 目的

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。

しかし、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするように対応することが必要となる。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所および浜岡原子力発電所等における核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、定めるものとする。

第2節 予防対策

1 活動体制の整備

市は、都や国が行う原子力防災に関する研修等への参加を促進し、国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合等に備えた体制の整備を図る。

また放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、都その他の関係機関との連携を図る。

2 市民への情報提供体制の整備

市は、放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、都と連携を図りながら必要な情報提供体制を整備する。

3 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制の整備を図る。特に、乳児への優先的な飲料水の供給体制の整備を図る。

第3節 応急・復旧対策

1 警戒および応急活動体制

国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、本市に影響を及ぼすかどうかは、市の対応を大きく左右する。そのため、事故の規模や気象状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。

また、事故によって放射性物質が大気中に放出された後の降雨により、大気中の放射性物質が地表に降下することが予想される。

このため、放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、市の体制を状況に応じ、第1号注意体制または第2号警戒体制とする。

2 情報収集・伝達

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、消防署、警察署、都および防災関係機関との情報収集・伝達を密に行う。

また、市民に危険が及ぶと判断した時は、市民への屋内避難を呼びかける。

3 放射線量等の測定

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、ホームページなどにより市民に公表・周知する。また市は、必要に応じて市内の特定箇所および水道水・農作物などについて放射線量等を測定し、同様に公表する。

4 放射性物質の除去作業

4-1 市の除去作業

市が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、市は、その原因となっている箇所の特定および周辺環境への影響を把握するための測定を実施する。

その結果にもとづき、市は立入制限等の措置をとるとともに、都と連携し、国の原子力災害対策本部が定めた「市町村による除染実施ガイドライン（2011年（平成23年）8月）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し、実施する。

4-2 市民が除去作業を行う際の留意事項の広報の実施

市は、市民が自宅の庭などで除去作業を行う際に備え、必要に応じて、市民が除去作業を行う際の留意事項について、市ホームページなどで広報を行う。

5 飲料水、飲食物の摂取制限等

資料編 5-4-1 「食品中の放射性セシウム等の新基準値」

厚生労働省では、飲食物の摂取制限に関する指標について、より基準を厳格化した放射性セシウム等の新基準値[2012年（平成24年）4月1日から施行]を発表した。

市は、この新たな基準値に従い、平素から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、都を通じて必要な情報収集に努め、水道水および農作物から規制値を超える放射性物質および放射線量の値が示された場合には、都と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置をとり、同時に飲料水については、民間協定先から安全な水の調達・確保を図る。

6 広報活動

市は、市民に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が沈静化した段階に分けて記載する。

7 住民相談窓口の設置

市は、市民からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置する。その場合、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問い合わせの多い内容については、その回答と合せて広報活動を実施し、住民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

8 風評被害等の影響の軽減

市は、都および関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、都が実施する風評被害の払拭を目的とした消費者向けの販売促進イベント等を活用し、農林水産業、地場産業の商品等の安全性のPRおよび適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

9 心身の健康相談体制の整備

市は、都とともに、必要に応じて市民に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

9-1 被ばく検査等の実施

都は、放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請にもとづき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定等を実施する。

市は、都による市民等の外部被ばく線量等の測定に協力する。

9-2 放射性物質に関する健康相談の実施

放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、市は、必要に応じて、健康相談に関する窓口を設置し、市民に対する健康相談を実施する。

第5章 火山噴火灰応急対応計画

第1節 目的

富士山で大規模な噴火が発生した場合、噴き上げられた灰は、偏西風により東に流され本市にも降灰する可能性があり、東京都地域防災計画（火山編）によれば、2cm～10cm程度の堆積が予想されている。

そのため、市では、東京都地域防災計画（火山編）に則した対策を行うことで、市民の生命や健康の安全確保を図る。



第2節 予防対策

1 活動体制の整備

富士山噴火に伴う降灰による被害は、少量の火山灰であっても社会的影響が大きいいため、市は、職員の防災教育に努めるとともに、関係機関と連携し、富士山噴火時における応急活動が円滑に行えるよう体制整備を図る。

2 市民の防災力の向上

市の地域内に降灰があると大きな混乱が生じることが予想されるため、市民に対する防災知識の普及を図り、日頃からの備えを促進する。特に降灰は、体内に入ると健康を害す恐れがあることから、マスクや目を守るゴーグルを家庭で準備しておく。

◆市民等の役割

- ・ 日頃から報道機関、都、市を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- ・ ハザードマップなどで自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- ・ マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- ・ 降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- ・ 降灰が心配される場合は、インターネットや携帯電話で都や国が配信する、降灰注意報などの情報を確認する。
- ・ 地域で行われる防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- ・ 自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- ・ 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除くなどの対策を協力して行う。
- ・ 災害時要配慮者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

第3節 応急・復旧対策

1 警戒および応急活動体制

富士山が噴火した場合、本市に影響を及ぼすかどうかは、噴火の規模や偏西風の状況等により異なるが、それらを勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集に取り組む。体制は、状況に応じ、第1号注意体制または第2号警戒体制とする。

また、降灰後の降雨により土石流の発生の危険性が高くなることから、気象予警報等の情報も併せて収集する。

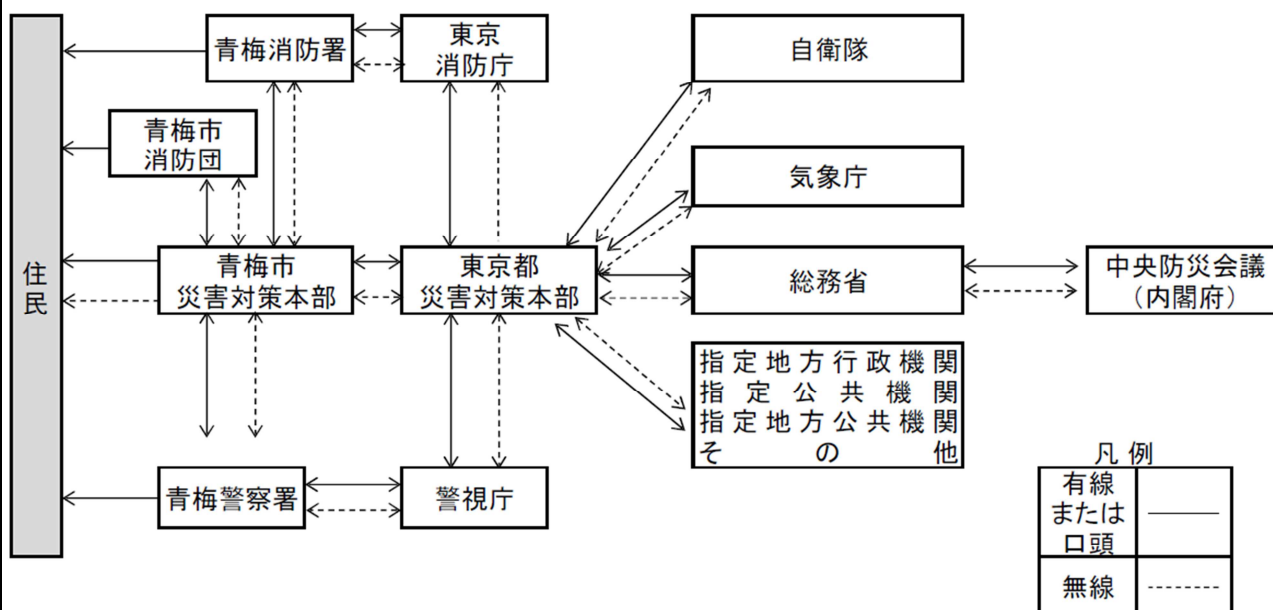
2 情報収集・伝達

市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ情報提供し、降灰への注意を呼び掛けるとともに外出を控えるよう促す。

■火山情報

火山情報	内 容
噴火警報	気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。 警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は特別警報として「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は警報として「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）を発表する。
噴火予報	気象庁火山監視・警報センターが噴火警報の解除を行う場合等に発表する。
噴火警戒レベル	火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。 噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。 富士山では、噴火警戒レベルを導入している。

■富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れ



3 火山災害対策活動の実施

3-1 市民への広報・健康相談

市は、都および関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、市民に広報する。また、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康に関する相談を受け付ける。

消防署は、関係機関と協力し、出火防止対策、降灰による健康被害防止、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、その他必要な事項について広報活動を実施する。

3-2 火山灰の除去・収集および処理

(1) 除去、収集・運搬

宅地等における火山灰の収集は、原則として土地所有者または管理者が行うものとし、市は、宅地等に降った火山灰を運搬・処分する。

その他、宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

火山灰の除去・収集に当たっては、一般廃棄物とは別に行い、灰がまきあがらないよう散水などの対策を行うものとする。

(2) 処分

火山灰の処分の方法については、都や関係機関に確認した上で処分する。

また、収集した火山灰の一時的な置き場が必要となった場合は、市はオープンスペース等の確保を図る。

3-3 応急対策

(1) 水道・下水道の点検

東京都水道局および市下水道課は、火山灰による目詰まり等による施設機能への影響の有無を点検する。

(2) 避難・救援対策

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は、土砂災害警戒区域等について、関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行う。

土砂災害が発生する危険性が高いと判断された場合は、避難指示または警戒区域を設定し、対象地域の住民を避難させる。

降灰による被害が発生した場合は、被災者の救助、医療救護活動を実施する。

(3) 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、市は関係機関と協力して応急対策にあたる。また、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 交通規制および道路の復旧

降灰による被害発生時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施する。

また、降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

(5) 農業対策

降灰により、農作物および温室、ビニールハウス等の施設に被害を及ぼすおそれがある。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図るなど当面の対策をとる一方、長期的には降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が必要となる。

関係機関は次の対策を実施する。

機 関 名	内 容
市	- 降灰予報やその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 - 土壌改良の指導および代替作物の選定 - 降灰除去作業の指導 - 農協との連絡
都産業労働局	農家および農業団体の指導
関東農政局	降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策（土壌、農作物、施設等）を指導するとともに、被害の状況を把握しながら、市および都が実施する資金対策、復旧対策等の助成措置を行う。

第6章 他地域災害発生時の支援活動計画

第1節 目的

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条および自治体間の災害時応援協定または人道上的配慮から、市は、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入れ・支援等を実施する。

支援に当たっては、青梅市支援対策会議（仮称）により決定されるが、被災した地域の事情や要望を十分に調査した上で、実行可能な範囲での確かつ効果的な支援を行うこととする。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう円滑な手続きが行われる体制が必要となるため、市は、支援活動計画を策定する。

なお、災害応援の活動体制は青梅市災害対策本部の組織を基本とし、事務分掌は災害対策に関わる事務分掌を準用する。

第2節 支援活動体制の整備

1 支援対策会議（仮称）の設置

被災自治体から支援の要請があった場合または支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、支援対策会議（仮称）を設置し、支援について協議を行う。

2 支援対策会議（仮称）の協議事項

支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

- ① 被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ② 関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ③ 支援（応援）内容の決定
- ④ 支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
- ⑤ 支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順等

第3節 各部における災害応援活動の実施

被災自治体から支援の要請があった場合または支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ検討する。

応急時に各部が行う支援の内容は、原則として市の「災害対策に関わる事務分掌」にもとづくものを主とするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施を検討する。

復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣について、長期的に持続可能かつ継続的な支援対策を検討する。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も検討する。

1 災害情報の収集

支援対策会議（仮称）を設置することが必要な大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、市は、災害の発生状況について必要な情報を収集する。

特に被害の状況、被災者や各避難場所・避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、市は先遣隊を派遣し、報告にもとづき、効果的な支援を行うために何が必要かを分析する。

2 災害応援活動の準備

支援対策会議（仮称）の座長は、先遣隊の報告にもとづき、災害応援活動の準備を指示する。

また、災害応援活動に関係する各部および防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段からの対応が必要である。

3 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請にもとづき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

職員の人材派遣に当たっては、市長会等の広域行政体と調整の上、長期的に持続可能な方法についても検討し、継続的な支援を行うよう検討する。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性について検討していく。

4 支援物資の確保・搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。また、ボランティアセンターは、一般市民からの支援物資を受付け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があるが、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申出る民間企業・個人については、原則として市がこれらの受入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

ただし、国や東京都が支援物資の統括を開始している場合は、これに従うものとする。

5 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、行政情報ネットワーク等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

6 派遣従事者のメンタルケア等

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での健康管理・保健指導を実施する。

7 災害応援活動の広報

市は、社会福祉協議会等の関係機関と協力して、被災地における応急活動・復旧状況や、市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

8 災害廃棄物の受入れ等

災害時に、がれきや各避難場所・避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域では処理ができない場合がある。市は関係機関と連携し、これらのがれき等災害廃棄物について、可能な範囲での受入れを検討する。

9 被災者の生活支援

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内の福祉施設において、高齢者・障がい者などの被災者の受入れを行うとともに、市営住宅の提供や民間借家のあっせんを通して、被災者の生活の場の確保に努める。

併せて、生活福祉資金の貸付や生活用品の調達などの支援、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく必要がある。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も得られるよう努めていく必要がある。

青梅市地域防災計画（令和6年度修正）

令和6年8月発行

編集・発行 青 梅 市 防 災 会 議

（青梅市防災会議事務局）

青梅市市民安全部防災課

（〒198-8701）東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話0428(22)1111